

足利銀行問題対策特別委員会

報 告 書

平成17年1月

足利銀行問題対策特別委員会

目 次

はじめに	1
委員会の活動状況	3
県内経済の再生・活性化	6
1 円滑な資金供給	6
（1） 県制度融資の充実	6
（2） 金融機関等の取組	8
2 企業の再生支援	9
（1） 相談体制の充実・強化	9
（2） 企業再生支援機関の取組	10
（3） 企業再生ファンドの活用	11
（4） 金融機関の取組	12
3 地域再生への取組	12
（1） 栃木県経済新生計画	13
（2） 市町村の地域再生計画	14
4 国有化終了後の受け皿	16
おわりに	18
委員名簿	19
調査関係部課	20

はじめに

平成15年11月末の足利銀行の一時国有化措置は、県内の中核的金融機関の破綻という正に前代未聞の出来事であり、県民生活はもとより、県内経済や雇用に多大な影響を及ぼすものと危惧されたところである。

この足利銀行問題がもたらす影響を最小限に抑えることが喫緊の課題であることから、県議会においても、直ちに足利銀行問題対策特別委員会を設置し、県内経済の安定対策について調査研究を進めてきた。

本委員会は、この足利銀行問題対策について更に調査研究するために、昨年度に引き続き設置されたもので、「県内経済の再生・活性化」を重点テーマに掲げ、精力的な活動を行ってきた。

この間、県執行部をはじめ地元金融機関等の関係者から、足利銀行問題への対応等について随時説明を受けるとともに特に影響が懸念される県内観光地への現地調査を実施し、地元中小事業者の生の声にも触れてきた。

また、他県等における金融機関破綻後の対応状況について現地調査を行い、関係者との意見交換を通して、この問題についての認識を深めてきた。

本報告書は、これまでの調査研究の結果を取りまとめたものである。

委員会の活動状況

- 1 平成16年3月24日(水)〔第1回委員会 定例会中〕
 - (1) 第275回定例会において本委員会が設置され、委員が選任された。正副委員長の互選の結果、委員長に渡辺 渡委員、副委員長に三森文徳委員が選任された。
- 2 平成16年4月9日(金)〔第2回委員会 閉会中〕
 - (1) 重点テーマを協議し、次のとおり決定した。
「足利銀行の一時国有化に伴う県内経済の再生・活性化について」
 - (2) 年間活動計画を協議し、決定した。
 - (3) 「栃木県経済新生構想」及び「中小企業再生ファンド」について、執行部から説明を受け、質疑を行った。
- 3 平成16年5月11日(火)～13日(木)
〔第3回委員会 閉会中〕
 - (1) 石川県及び北海道への県外調査を実施し、地元金融機関の経営破綻後の経済状況と対応について説明を受け、意見交換を行った。
 - ・調査先
石川県：石川県、石川県信用保証協会
北海道：北海道、北海道信用保証協会、北洋銀行

- 4 平成16年5月28日(金) 第4回委員会 定例会中)
- (1) 「栃木県産業再生委員会条例」の審査・採決を行った。
- 5 平成16年6月9日(水) 〔第5回委員会 定例会中〕
- (1) 「中小企業再生ファンド」について、執行部から説明を受け、質疑を行った。
- (2) 「県内の経済状況及び金融情勢」について、栃木県信用保証協会及び栃木銀行から説明を受け、意見交換を行った。
- 6 平成16年6月24日(木) 〔第6回委員会 閉会中〕
- (1) 「足利銀行の決算」について、足利銀行から説明を受け、意見交換を行った。
- 7 平成16年7月26日(月) 〔第7回委員会 閉会中〕
- (1) 「栃木県産業再生委員会の概要」について、執行部から説明を受け、意見交換を行った。
- (2) 「とちぎ地域企業再生ファンドの概要」について、執行部から説明を受け、意見交換を行った。
- (3) 「小規模企業向け再生支援制度」について、執行部から説明を受け、意見交換を行った。
- (4) 「地域再生支援プロジェクトチーム」について、執行部から説明を受け、意見交換を行った。
- 8 平成16年9月3日(金) 〔第8回委員会 閉会中〕
- (1) 藤原町と日光市の現地調査を実施し、「鬼怒川・川治温

泉地区及び日光地区の観光並びに地域経済の状況」について、関係者から説明を受け、意見交換を行った。

9 平成16年10月4日(月)〔第9回委員会 定例会中〕

- (1) 「県内中小企業に対する金融の現状」について、県銀行協会、県信用金庫協会、県信用組合協会から説明を受け、意見交換を行った。

10 平成16年12月21日(火)

〔第10回委員会 定例会中〕

- (1) 「栃木県産業再生委員会条例の一部改正」について、審査・採決を行った。
- (2) 知事との意見交換を行った。
- (3) 「足利銀行の平成16年中間決算」について、足利銀行から説明を受け、意見交換を行った。
- (4) 「企業再生の支援状況」及び「藤原町地域再生計画」について、執行部から説明を受け、意見交換を行った。

11 平成17年1月26日(水)〔第11回委員会 閉会中〕

- (1) 報告書(案)について、検討を行った。

県内経済の再生・活性化

1 円滑な資金供給

平成15年11月末の足利銀行の破綻・一時国有化措置を受け、県では、いち早く政府、日銀、県内金融機関等に対して県内中小企業に対する円滑な資金供給を要請する一方で、特別金融相談窓口の開設、緊急セーフティネット資金の創設など、迅速かつ的確な対応に努めてきた。

景気回復の追い風もあり、今日までのところ、企業倒産件数や有効求人倍率等の各種経営指標も落ち着いた状況で推移しており、県内経済や県民生活に当初懸念されたような大きな混乱は生じていない。

しかしながら、今後、本格化するといわれる足利銀行における不良債権処理が、県内経済にどのような影響を及ぼすのか、極めて不透明な状況にあることから、県制度融資の充実や機動的な運用等を通して、引き続き、中小企業に対する円滑な資金供給に努める必要がある。

(1) 県制度融資の充実

足利銀行の破綻・一時国有化の影響を最も強く受けるのは比較的規模の小さな小規模企業であり、これら企業に対する融資制度の整備が重要である。とりわけ、経営内容の

厳しい小規模企業にとって、中小企業再生支援資金は、融資要件である再生計画の策定が難しく、その利用が事実上困難である。

そこで、小規模企業の経営改善に向けた取組を支援し、キャッシュフローの改善を通じた経営の安定を図るため、本委員会においても、小規模企業の特性を踏まえた、より簡易な経営改善計画書を融資要件とする融資制度を創設することを提言したところである。

（県では、平成16年7月、小規模企業向けの再生支援資金として小規模企業パワーアップ資金を創設した。）

また、中小企業再生支援資金については、地域企業再生ファンド等の再生支援機関との連携を伴うものなど、様々な再生案件にも迅速に対応できるよう、融資条件の充実を図ることが必要である。

（県では、本委員会の提言を踏まえ、平成16年10月には、融資限度額を1億円に引き上げ、融資期間も10年に延長するなど、融資条件を大幅に改善した。さらに、再生支援協議会の支援を受けて再生計画が策定される間のつなぎの運転資金も新たに設けた。）

さらに、不況業種と言われる建設業、旅館業など、足利銀行の破綻・一時国有化により比較的大きな影響がある業

界に対しては、公共事業の前倒し発注をはじめとする手厚い支援が求められる。特に、これらの企業の新たな業態への転換については、相談体制の充実と併せ、事業転換を支援する制度資金の創設が望まれるところである。

(県では、これらの提言を踏まえ、既に土木事務所などで相談窓口の設置や、セミナーの開催などの取組が行われている。)

(2) 金融機関等の取組

政府系金融機関によるセーフティネット貸付の拡充やセーフティネット保証を活用した市町村制度融資、民間金融機関による信用保証協会との提携融資の充実等、金融機関等においては、これまでも県制度融資と歩調を合わせて、中小企業に対する円滑な資金供給に取り組んでいる。

本委員会からも、地元金融機関との意見交換にあたり、中小企業に対する資金供給の円滑化のため、企業の単なる財務状況のみならず、個々の企業の技術力や将来性、経営者の資質や意欲等に十分着目して、きめ細かな融資を行うよう金融機関に要請した。

また、制度融資の効果的な運用を図るためには、信用保証協会における積極的かつ踏み込んだ保証姿勢が不可欠であり、県は、信用保証協会と緊密な連携を確保するとともに

に、財政面の支援を通して同協会の経営の安定を図る必要がある。

2 企業の再生支援

足利銀行の破綻・一時国有化による影響を最小限に抑え、本県経済の安定・活性化を図るには、地域において、あらゆる再生手法を総動員して、再生可能性のある企業を1社でも多く再生・ランクアップさせる必要がある。

そのためには、活用可能な再生支援機関の整備及び支援機関相互の有機的な連携の確保が急務であり、経済・産業界の意見を踏まえながら、県がこれらの取組を積極的に支援していくことが重要である。

(1) 相談体制の充実・強化

本県では、平成15年3月に中小企業再生支援協議会が設置され、徐々に相談・支援の実績が増加しつつあるものの、比較的規模の大きな中小企業が支援の中心となっている。

一方で、多くの中小企業が、資金繰りや経営上の問題を気軽に相談し、専門家の助言を受けられるような相談窓口を必要としている。

このため、地域において、きめ細かな相談や支援が受けられるよう、商工団体の経営指導員や中小企業診断士等の

専門家を活用した、経営改善相談体制の整備が求められている。

(県では、この提言を踏まえ、平成16年7月から、県、各商工会議所、各商工会等に経営改善特別相談窓口を開設し、中小企業診断士等の専門家と連携して、中小企業の経営改善に向けた取組を支援している。)

(2) 企業再生支援機関の取組

中小企業再生支援協議会では、足利銀行の破綻・一時国有化以後、相談件数や二次対応案件の増加に伴い、窓口・支援専門家を増強するなど体制整備に努めてきた。

今後は、複雑な案件も増加すると思われることから、支援のスピードアップに向け、更なる体制充実や関係機関との連携強化が必要である。

一方、全国各地において、専門家のノウハウを生かしたスピーディな調整を行っている(株)産業再生機構に対しては、早い段階から、地域の特性を踏まえ、できるだけ多くの企業再生に取り組むよう要望してきたが、本県でも平成17年1月末で既に8社の支援決定がなされている。

3月末をもって債権の買取期間が終了するが、今後は、支援決定した企業の効果的な経営再建に向け、関係機関間の有機的な連携を確保し、引き続き円滑かつ効果的な支援

が行われなければならない。

(3) 企業再生ファンドの活用

足利銀行における不良債権処理が進む中、1社でも多くの企業の再生を図るため、地域企業再生ファンドの早期組成が求められてきた。

本委員会においても、中小企業基盤整備機構の支援スキームを活用しながら、本県の実情に即した規模・内容のファンド創設に向けて、金融界はもとより全県を挙げてファンドの創設に向けた支援を行う必要があることを提言してきた。

(本県では、地域の実情を踏まえ、中堅企業を主な投資対象とするファンドと、中小企業基盤整備機構の支援スキームを活用した中小企業を主な投資対象とするファンドの2つのファンドが「とちぎ地域企業再生ファンド」として組成された。)

また、これらのファンドを運営する(株)とちぎインベストメントパートナーズにおいては、産業再生機構の支援決定を受けた栃木レザー(株)、関東自動車(株)等に出資するなど、既に投資実績を挙げているところであるが、今後ともファンドの利用促進に向けて、再生中の企業に対する融資、関係機関の連携などについて県の側面的支援が期

待される。

(4) 金融機関の取組

足利銀行においては、経営計画の中で、外部機関の活用等、あらゆる再生手法を活用して企業再生に全力を挙げて取り組むことが明らかにされている。

今後も、経営計画が着実に履行され、1社でも多くの企業が再生できるよう期待するとともに、不良債権の新たな発生を防止するため、リレーションシップバンキングの機能強化計画に基づき、引き続き、取引先企業のランクアップ、ランクダウン防止に積極的に取り組むことが必要である。

また、他の金融機関においても、リレーションシップバンキングの機能強化計画に基づき、企業支援部門の新設による経営支援機能の強化や政府系金融機関との業務提携による再生・M & Aの支援、再生スキル向上のための行員研修等、積極的な対応がなされており、引き続き企業再生に向けた最大限の取組を期待する。

3 地域再生への取組

県内経済の再生・活性化を図るためには、企業の再生と併せて、県内各地域の再生による県経済全体の活性化が必要となるが、国の地域再生推進の動きに呼応して、県及び市町村

においても具体的な地域再生の動きが活発化しており、今後
も引き続き積極的な取組が求められる。

(1) 栃木県経済新生計画

県では、足利銀行の一時国有化措置に伴う県内経済への
影響を最小限に食い止めるとともに、中長期的な視点から
本県産業の活性化に向けた施策を積極的に展開するため、
「栃木県経済新生計画」を策定し、平成16年6月に国の
認定を受けた。

この計画では、「地域金融の円滑化」「中小企業の再生」
「地域産業の活性化」「地域雇用の確保」に資する各種施
策を県内全域において集中的に実施し、本県経済の新生を
図ることをねらいとしている。

このうち、「地域金融の円滑化」では、地域限定で認め
られた「金融環境変化対応資金の融資条件緩和に向けた取
組み」により、国民生活金融公庫等において、無担保・第
三者保証人を必要としない融資が可能となるなど、具体的
な成果も見られる。

また、「中小企業の再生」では、「産業再生機構、中小企
業再生支援協議会、整理回収機構等の連携」や「地域中小
企業再生ファンドの組成促進」などの支援措置が認められ
ており、企業再生支援機関のネットワークの構築や、地域

企業再生ファンドの組成など、企業再生を支援する仕組みが整備されてきている。

このほか、「地域産業の活性化」に資する支援措置として、「建設業再生アドバイザーの派遣」などが、さらに、「地域雇用の確保」のための支援措置として、「若年者向け就業支援センターへの支援と国の職業紹介事業との十分な連携の確保」などが盛り込まれている。

もとより足利銀行破綻の影響は、県民生活から企業活動に至る広範な分野で、しかも県内全域に及ぶものであり、県の先導的な役割が不可欠となるものである。

したがって、県においては、文字通り本県経済の新生が実現されるよう積極的な取組を期待するものである。

(2) 市町村の地域再生計画

市町村においても、宇都宮市をはじめ足利市、藤原町、那須町、那須塩原市（旧塩原町）、葛生町が、それぞれの地域の特性を活かした地域再生計画を策定し、平成16年6月に国の認定を受けたところである。

特に、足利銀行一時国有化の影響が最も懸念される藤原町は、「鬼怒川・川治温泉“自分らしくなれる町”構想」の実現に向けて、関係者が総力を挙げて取り組んでおり、県も重点的に支援していく必要がある。

藤原町については、国も、地域再生マネージャー事業や都市再生モデル調査、まちづくり交付金事業など様々なメニューを導入しているところであり、県においては、これらの事業をはじめとする地域再生計画の着実な実行を支援するために、藤原町との連携を強化しながら、適時・適切な助言・協力を努める必要がある。

(県では、温泉観光地の地域再生計画策定を積極的に支援したほか、市町村が取り組む地域再生が着実かつ円滑に行われるよう、全庁的な支援体制として「地域再生支援プロジェクトチーム」を設置し、地域再生計画の実現に向けた支援を行っている。)

一方、地元関係者においては、利用客のニーズを的確に捉えたサービスの提供やホスピタリティの向上などで、不況の中でも賑わっている全国各地の温泉観光地の例を見習うことが必要である。

そうした先進地域では、自らの創意と工夫でその地域ならではの魅力の創出に努めており、本県においても、地産地消や地域資源の有効活用により地域のイメージを高める工夫をするなど、地元関係者の不断の努力が求められる。

同時に、地域再生の実現には、何よりも地域が一体となったやる気が不可欠であり、これは同じような温泉観光地

を抱える那須塩原市（旧塩原町）、那須町はもとより、他の地域再生計画に取り組む市町村にも共通して言えることである。

県においては、それぞれの地域再生計画の実現に向けて、こうした地域の一体感が醸成されるよう、今後より一層強力に支援していく必要がある。

4 国有化終了後の受け皿

足利銀行は、国有化終了後に受け皿に引き継がれることになるが、未だにその姿が見えないことで県内に不安が広がっていることは、本委員会でも再三指摘したところである。

本県とは状況が異なるが、本委員会が調査を実施した北海道の例を見ても、早期に受け皿が示されたことで、地域経済の不安感が払拭されたことは明らかである。

現在、足利銀行は、自らの再生と企業の再生に鋭意努力しているところだが、不良債権処理の進展に伴い、今後多くの影響が出てくることが予想され、できるだけ早い時期に受け皿の姿が明確に示される必要がある。

言うまでもなく、受け皿の決定は国の権限であるが、中核的金融機関の破綻という状況の中で、県として、真に望ましい受け皿の姿を描き、国に対して明確な意思表示を行うことは当然のことであり、そのことは本委員会でも強く主張して

きた。

県においても、昨年 1 2 月に、「足利銀行の望ましい受け皿のあり方」について県産業再生委員会に諮問し、現在議論が行われているところである。

今後は、本報告や産業再生委員会の答申を踏まえ、広く県民の意見も聴取しながら、早期に望ましい受け皿像を明確にした上で、地元の総意として、その実現を国に対し強く働きかけていくことが大切である。

おわりに

足利銀行の破綻・国有化から既に1年2ヶ月余が経過したが、これまでのところ大きな混乱もなく推移してきたのは、県をはじめとして、県内各界各層が一丸となって、県内経済の安定に取り組んできた成果ともいえる。

しかし、足利銀行の平成17年3月期決算も間近に迫り、不良債権処理が加速されるこれからが正に正念場であり、県内経済への影響を最小限に止めるために、県、市町村をはじめ、金融機関、再生支援機関などの関係機関等が、より一層一致団結して、県内経済の再生・活性化に真剣に取り組んでいくことが必要である。

特に、今後大きな影響を及ぼすことが予想される足利銀行の受け皿について、真に地域のためになる受け皿の実現を、国に対して強く働きかけていくことが不可欠であることは本文でも述べた通りであり、この点については、国会議員も含めて県の総力を挙げた取組が求められるところである。

県議会においても、足利銀行問題を当面の最重要課題と捉えて、機を逸することなく果敢な行動をとることが重要であり、その意味でも、本委員会が引き続き設置され、調査研究活動が継続されることを望むものである。

委員名簿

足利銀行問題対策特別委員会

委員長	渡 辺	渡
副委員長	三 森 文	徳
委員	相 馬 憲	一
委員	佐 藤	栄
委員	中 川 幹	雄
委員	青 木 克	明
委員	井 上 卓	行
委員	神 谷 幸	伸
委員	石 坂 真	一
委員	小曾戸	廣
委員	木 村 好	文
委員	増 淵 賢	一

岩 崎 実（平成16年5月11日死亡）

調査関係部課

商工労働観光部	産業政策課
	経営支援課
	観光交流課
	労政課
企画部	地域振興課
出納局	会計課